

○霧島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

平成20年2月15日

告示第31号

改正 平成20年7月1日告示第191—2号

平成22年12月22日告示第341号

平成23年12月22日告示第324号

平成24年4月1日告示第98号

平成24年11月1日告示第319号

平成25年3月29日告示第76号

平成26年1月17日告示第20号

平成28年1月18日告示第17号

平成28年3月30日告示第85号

平成30年4月1日告示第79号

(目的)

第1条 この告示は、**小児慢性特定疾病児童**に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、**日常生活の便宜**を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、小児慢性特定疾病児童とは、霧島市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表の種目欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象者欄に掲げる小児慢性特定疾病児童であって、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象とならないものとする。

(給付申請)

第4条 用具の給付を希望する小児慢性特定疾病児童の保護者(以下「申請者」という。)は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書(第1号様式)に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて**申請する**ものとする。

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該小児慢性特定疾病児童の身体の状況、介護の状況及び**家庭の経済状況を調査**し、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業調査表(第2号様式)を作成した上で給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を行う決定をしたときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとし、その申請を却下すること

を決定したときは、却下決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により用具の給付を受けることとなった小児慢性特定疾病児童の保護者(以下「給付決定者」という。)に対し、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券(第5号様式)(以下「給付券」という。)を交付するものとする。

(用具の給付)

第6条 市長は、前条第1項の規定により、用具を給付することを決定したときは、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して用具を納付するものとする。

(給付に要する費用の負担)

第7条 給付決定者は、用具の給付を受けたときは、小児慢性特定疾病対策総合支援事業について(平成27年5月28日雇児発0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)による小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱別添2徴収基準額表(以下「基準額表」という。)に掲げる世帯の階層区分に応じてそれぞれ基準額表に定める徴収基準月額を負担するものとする。ただし、用具の給付に要する費用が基準額表の徴収基準月額に満たないときは、当該用具の給付に要する費用を負担するものとする。

- 2 前項の場合において、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず基準額表に定める額とする。

- 3 給付決定者は、用具の給付に要する費用が別表に掲げる基準額を超えるときは、前項の徴収基準月額に加えて、当該用具の納付に要する費用と当該基準額の差額を負担するものとする。

- 4 用具の給付を受けた給付決定者は、用具を納付した業者に給付券を添えて、前2項の規定により負担することとされている額を支払うものとする。

(費用の請求)

第8条 用具を納付した業者は、用具の納付に要した経費から、申請者が直接業者に支払った額を控除した額を市長に請求するものとし、請求書には給付券を添付するものとする。

(用具の管理)

第9条 給付決定者は、市長の承認を受けないで、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないものとする。

- 2 市長は、前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(台帳の整備)

第10条 市長は、用具の給付状況を明確にするために、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳(第6号様式)を整備するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日告示第191—2号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成22年12月22日告示第341号)

この告示は、平成22年12月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年12月22日告示第324号)

この告示は、平成23年12月22日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第98号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成24年11月1日告示第319号)

この告示は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第76号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月17日告示第20号)

この告示は、平成26年1月17日から施行する。

附 則(平成28年1月18日告示第17号)

この告示は、平成28年1月18日から施行する。

附 則(平成28年3月30日告示第85号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日告示第79号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条、第7条関係)

種目	対象者	性能	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	4,810円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	床ずれ防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	21,170円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,300円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練できる器具を附帯し、原	166,320円

	ある者	則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	
歩行支援用具 (手すり、スロープ、歩行器等)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の用具となるもの	64,800円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	97,200円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	72,360円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,200円
車椅子(電動以外)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	76,030円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者(入院中又は施設入所中の者を含む。)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,130円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	60,910円
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの	21,600円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	40,820円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	38,880円

パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	170,100円
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者(入院中又は施設入所中の者を含む。)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	111,460円
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者(入院中又は施設入所中の者を含む。)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	146,450円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	126,360円

第1号様式(第4条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年 月 日

霧島市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
(給付対象者との続柄) 印

下記により日常生活用具給付を申請します。

対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生 ( 歳)		
	住 所						
	疾病名						
世帯 の 状 況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	職 業	備考 (対象者に対する介護の状況等)		
給付を希望する理由							
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器	1 和 式 2 洋 式 3 携帯用
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともし ていない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介助を 必要 2 便器 (携 帯 用) 使用 3 自分でできる	移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部、全部) 3 自分でできる	
給付を受けたい用具の名称				希望する型式、規模等			
給付上特に希望する事項							
備 考							

- (注) 1 この申請書には、対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類を添付すること。(生活保護を受けている人及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人の場合はその旨についての福祉事務所長の証明書)
- 2 申請者氏名については自署又は記名押印とすること。

第2号様式(第5条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業調査表

①申請書受理番号 及び年月日		番 号 年 月 日		②申請者 氏名		③対象者 との続柄	
④ 対象者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生 ( 歳)		
	住 所						
	疾 病 名						
⑤ 世帯員の 状況	氏 名	年齢	対象者 との 続 柄	課 税 状 況		前年分 所得税	備 考
				当該年度分市町村民税			
	均等割	所得割					
⑥世帯区分		1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯					
⑦住まいの状況		1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)					
⑧給付後の生活の状況		日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について 該当する状況に○)  1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない (一部介助・全介助) 4 その他 ( )			その他の状況  1 在宅生活が可能になる 2 その他 ( )		
⑨給付の必要の有無		1 有 2 無	⑩給付する(しない) 理由				
⑪給付する用具名(含む形式規模等)		⑫予定 価格	円	⑬扶養義務 者が支払 うべき額	円	⑭公費負担 予定額	円
⑮その他 特記事項							
年 月 日				調査員 職名 氏名		㊾	

第3号様式(第5条関係)

第 年 月 日  
号

(申請者) 様

霧島市長 様

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書

先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日		
対象者氏名		疾 病 名			
給付する用具名(含む型式規模等)		納入業者名			
		納入業者の住所	(電話)		
価 格	円	扶養義務者が支払うべき額	円	公 費 額	円
注 意 事 項	1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。				



第4号様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

(申請者) 様

霧島市長 印

却下決定通知書

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、  
審査の結果却下することに決定しましたので、ご承知ください。

(理由)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、霧島市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、上記1審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として(訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第5条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券						
①給付番号	第 号	②給付券発行 年 月 日		年 月 日		
③対象者氏名		④生年月日		年 月 日生 ( 歳)		
⑤居 住 地						
⑥保護者氏名			⑦対象者との 続柄			
⑧給付する用 具名(形式 規模等)	⑨価 格	円		⑩扶養義 務者が 支払う べき額	⑪公 費 負担額	円
⑫納入業者名			⑬納入業者の 住所		(電話)	
⑭この券の有 効期限	受給者が業者に提 示する期限	年 月 日		業者の公 費支払請 求期限	年 月 日	
上記のとおり決定する。 年 月 日 霧島市長 印						
⑮業者の納付し た日	年 月 日	⑯扶養義務 者より受 領した額		円	⑰受領業者 名及び年 月日	印 年 月 日
⑱用具受領保護 者名	印	⑲検収者	職名 ----- 氏名 ⑳			
㉑そ の 他 特記事項						

(注) 本表は、①～⑭、⑱は市、⑮～⑰は納入した業者が記入すること。  
⑱は保護者が記入すること。



第1号様式(第4条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第5条関係)

第4号様式(第5条関係)

第5号様式(第5条関係)

第6号様式(第10条関係)